

夏季における児童生徒等のマスクの着用について（お知らせ）

市内小中学校保護者の皆様へ

日頃は市内小中学校の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、表題のことにつきまして、令和4年6月10日付けで愛知県教育委員会保健
体育課長より通知がありました。下線部分が今回の加除修正です。
主な内容は次の3点です。

- 熱中症は命に関わる重大な病態であることを十分に認識し、対策を徹底すること。
- 児童生徒に対して、熱中症の危険性を適切に指導するとともに、保護者に対して
理解・協力を求めること。
- 運動時や登下校時など、マスクの着用を要しない場面では、マスクを外すよう指
導すること。

これらは、夏季における、熱中症などの健康被害を防ぐために、児童生徒等のマスク着用に関して特に注意すべき事項として伝えられたものです。各小中学校におきましても、改めて、これからの学校生活に留意していきます。

学校では、熱中症対策として、水分補給等とともに、運動時や登下校時など、マスクの着用を要しない場面では、マスクを外すよう指導していきます。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【連絡先 長久手市教育委員会 教育総務課指導室 0561-56-0626】